

ホームプラス電話サービス契約約款

平成 30 年 9 月 26 日

KDDI 株式会社

目次

第1章 総則	6
第1条 約款の適用	6
第2条 約款の変更	6
第3条 用語の定義	6
第4条 音声通信以外の通信の取扱い	7
第5条 外国における取扱制限	7
第2章 ホームプラス電話サービスの提供区間等	8
第6条 ホームプラス電話サービスの提供区間等	8
第3章 ホームプラス電話契約	9
第7条 契約の単位	9
第8条 ホームプラス電話契約申込の方法	9
第9条 ホームプラス電話契約申込の承諾	9
第10条 ホームプラス電話契約者の契約者確認の取扱い	9
第11条 電気通信番号	10
第12条 電気通信番号の変更	10
第13条 ホームプラス電話サービスの利用の一時中断	10
第14条 ホームプラス電話利用権の譲渡	10
第15条 ホームプラス電話サービスの利用に係る住所の移転	10
第16条 利用限度額	11
第17条 ホームプラス電話契約者が行うホームプラス電話契約の解除	11
第17条の2 ホームプラス電話契約者が行う初期契約解除	12
第18条 当社が行うホームプラス電話契約の解除	12
第19条 破産等によるホームプラス電話契約の解除	12
第20条 その他の提供条件	13
第4章 付加機能	14
第21条 付加機能の提供	14
第22条 ホームプラス電話サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	14
第5章 利用中止等	15
第23条 ホームプラス電話サービスの利用中止	15
第24条 ホームプラス電話サービスの利用停止	15
第6章 音声通信	17

第1節 音声通信の区別等	17
第25条 音声通信の区別等	17
第2節 通信利用の制限等	17
第26条 通信利用の制限等	17
第27条 通信時間等の制限	18
第28条 非自動音声通信の種別及び接続の順位	18
第29条 通信時間の制限	18
第30条 音声通信の切断	18
第31条 非常事態が発生した場合等における利用の制限	18
第32条 非電波伝播条件による通信場所の制約	19
第3節 音声通信の品質	19
第33条 音声通信の品質	19
第4節 通信時間の測定等	19
第34条 通信時間の測定等	19
第5節 発信電気通信番号等通知	19
第35条 発信電気通信番号等通知	19
第36条 緊急通報に係る情報通知	20
第7章 料金等	21
第1節 料金及び工事に関する費用	21
第37条 料金及び工事に関する費用	21
第2節 料金等の支払義務	21
第38条 定額利用料の支払義務	21
第39条 利用料の支払義務	23
第40条 手続きに関する料金の支払義務	24
第41条 工事費の支払義務	24
第42条 ユニバーサルサービス料の支払義務	24
第3節 料金の計算方法等	24

第 43 条	料金の計算方法等	24
第 4 節	割増金及び延滞利息	25
第 44 条	割増金	25
第 45 条	延滞利息	25
第 5 節	他社接続音声通信の料金の取扱い	25
第 46 条	他社接続音声通信の料金の取扱い	25
第 6 節	協定事業者に係る債権の譲受等	25
第 47 条	協定事業者に係る債権の譲受等	25
第 8 章	保守	26
第 48 条	ホームプラス電話契約者の維持責任	26
第 49 条	ホームプラス電話契約者の切分責任	26
第 50 条	修理又は復旧の順位	26
第 9 章	損害賠償	28
第 51 条	責任の制限	28
第 52 条	免責	28
第 10 章	雑則	30
第 53 条	承諾の限界	30
第 54 条	利用に係るホームプラス電話契約者の義務	30
第 55 条	利用上の制限	30
第 56 条	ホームプラス電話契約者からのホームプラス電話端末設備の設置場所の提供等	31
第 57 条	ホームプラス電話契約者の氏名等の通知	31
第 58 条	電話帳	31
第 59 条	電話番号案内	31
第 60 条	番号情報の提供	31
第 61 条	相互接続番号案内	32
第 62 条	相互接続番号案内料の支払義務	32
第 63 条	協定事業者からの通知	32
第 64 条	ホームプラス電話契約者に係る情報の利用	32
第 65 条	協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行	32

第 66 条	提供条件書	33
第 67 条	法令に関する規定	33
第 11 章	附帯サービス	34
第 68 条	附帯サービス	34
別記		35
1	ホームプラス電話サービスの提供区間	35
2	附帯サービスの提供	35
3	ホームプラス電話契約者の地位の承継	38
4	当社からホームプラス電話契約者に行う通知等の方法及びホームプラス電話契約者の氏名等の変更に係る届出の義務	38
5	ホームプラス電話契約者からのホームプラス電話端末設備の設置場所の提供	39
6	自営端末設備の接続	39
7	端末設備に異常がある場合等の検査	40
8	自営電気通信設備の接続	40
9	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	41
10	端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	41
11	端末設備の電波法に基づく検査	41
12	当社の維持責任	41
13	新聞社等の基準	41
料金表		42
通則		42
第 1	基本利用料	45
1	適用	45
2	料金額	52
(1)	定額利用料	52
(2)	利用料	52
第 2	付加機能利用料	56
1	適用	56
2	料金額	57
第 3	相互接続番号案内料	62
1	適用	62
2	料金額	62
第 4	手続きに関する料金及び工事費	63
1	2 以外のもの	63
(1)	適用	63
(2)	料金額	63

2	付加機能に係るもの	63
(1)	適用	63
(2)	料金額	63
第5	附帯サービスに関する料金等	64
1	重複掲載料	64
(1)	適用	64
(2)	料金額	64
2	音声通信明細書の発行手数料	64
(1)	適用	64
(2)	料金額	64
3	支払証明書の発行手数料	64
(1)	適用	64
(2)	料金額	64
4	払込取扱票の発行等手数料	64
(1)	適用	64
(2)	料金額	64
5	窓口取扱等手数料	65
(1)	料金額	65
6	携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料	65
(1)	適用	65
(2)	料金額	65
第6	ユニバーサルサービス料	66
1	適用	66
2	料金額	66
別表1	外国との音声通信に係る取扱地域等	67
附則		73

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりホームプラス電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、ホームプラス電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ホームプラス電話網	音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備
ホームプラス電話サービス	当社のホームプラス電話網を使用して行う電気通信サービス
ホームプラス電話サービス取扱所	ホームプラス電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
ホームプラス電話契約	当社からホームプラス電話サービスの提供を受けるための契約
ホームプラス電話契約者	当社とホームプラス電話契約を締結している者
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
音声通信	音声を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信

他社接続音声通信	相互接続点を介してホームプラス電話網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う音声通信
請求者	当社が提供するホームプラス電話サービスに係る音声通信を行う者
対話者	請求者が当社の提供するホームプラス電話サービスに係る音声通信を行おうとする相手
起算日	当社がホームプラス電話契約ごとに定める毎暦月の一定の日
料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
端末設備	ホームプラス電話契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
ホームプラス電話端末設備	ホームプラス電話サービスに係る契約に基づいて使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
自営端末設備	ホームプラス電話契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線基地局設備	ホームプラス電話端末設備との間で電波を送り、又は受けるための当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社の電気通信設備（電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 3 条第 8 号に定める業務を行うためのものに限り。）
ホームプラス電話契約者回線	ホームプラス電話サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備とホームプラス電話端末設備との間に設定される電気通信回線
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
携帯電話事業者	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
PHS事業者	電波法施行規則第 6 条第 4 項第 6 号に規定する PHS の陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者

（音声通信以外の通信の取扱い）

第 4 条 ホームプラス電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、この約款に特段の定めがある場合を除き、これを音声通信とみなして取り扱います。

（外国における取扱制限）

第 5 条 ホームプラス電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 ホームプラス電話サービスの提供区間等

(ホームプラス電話サービスの提供区間等)

第6条 当社のホームプラス電話サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 ホームプラス電話サービスのサービス提供地域は、当社が別に定める地域とします。

3 ホームプラス電話サービスのサービス提供地域は、相互接続協定に基づいて、変更することがあります。

第3章 ホームプラス電話契約

(契約の単位)

第7条 当社は、1のホームプラス電話契約者回線ごとに1のホームプラス電話契約を締結します。この場合において、ホームプラス電話契約者は、1のホームプラス電話契約につき1人に限ります。

(ホームプラス電話契約申込の方法)

第8条 ホームプラス電話サービスに係るホームプラス電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社の指定する方法により契約事務を行うホームプラス電話サービス取扱所に提出していただきます。

(ホームプラス電話契約申込の承諾)

第9条 当社は、前条第1項に定める申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、そのホームプラス電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったホームプラス電話サービスを提供するための必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (2) 申込みのあったホームプラス電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) ホームプラス電話契約の申込みをした者が、ホームプラス電話サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第8条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に虚偽の内容又は不備があるとき。
- (5) ホームプラス電話契約の申込みをした者が、第24条（ホームプラス電話サービスの利用停止）の規定によりホームプラス電話サービスの利用を停止されたことがあるとき又は第18条（当社が行うホームプラス電話契約の解除）の規定によりホームプラス電話契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) ホームプラス電話契約の申込みをした者が、当社が提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又はその電気通信サービスについて当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- (7) 第54条（利用に係るホームプラス電話契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (8) ホームプラス電話契約の申込みをした者が、ホームプラス電話サービスの提供に必要な手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
- (9) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ホームプラス電話契約者の契約者確認の取扱い)

第10条 当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の

不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。）の規定に基づき、ホームプラス電話契約者に対して、契約者確認（同法第 9 条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

この場合においては、ホームプラス電話契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（電気通信番号）

第 11 条 ホームプラス電話サービスの電気通信番号は、1 のホームプラス電話契約者回線ごとに、電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号。以下「番号規則」といいます。）第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を当社が定めます。

2 当社は、前項の規定によるほか、1 のホームプラス電話契約者回線ごとに 1 の特定電気通信番号（番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）を定めます。

3 当社は、次条の規定によるほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ホームプラス電話サービスに係る電気通信番号及び特定電気通信番号を変更することがあります。

4 当社は、前項の規定により、ホームプラス電話サービスに係る電気通信番号及び特定電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことをホームプラス電話契約者に通知します。

（電気通信番号の変更）

第 12 条 ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話サービスに係る電気通信番号を変更することができます。この場合、ホームプラス電話契約者は、当社所定の書面を契約事務を行うホームプラス電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

3 ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話サービスに係る特定電気通信番号を変更することはできません。

（注） 当社は、本条の規定によるほか、第 50 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、そのホームプラス電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

（ホームプラス電話サービスの利用の一時中断）

第 13 条 当社は、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、ホームプラス電話サービスの利用の一時中断（その電気通信番号及び特定電気通信番号を他に転用することなくホームプラス電話サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（ホームプラス電話利用権の譲渡）

第 14 条 ホームプラス電話利用権（ホームプラス電話契約に基づき、当社からホームプラス電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）については、譲渡することができません。

（ホームプラス電話サービスの利用に係る住所の移転）

第15条 ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話サービスを利用する住所の移転の請求をすることができます。

- 2 ホームプラス電話契約者は、前項の請求を行う場合、移転前の住所においてホームプラス電話サービスの利用を終了する日（以下「移転前最終利用日」といいます。）を指定することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の場合には、移転先の住所においてホームプラス電話サービスの利用があったことを当社が確認した日（以下「移転先利用開始日」といいます。）と同一の日を移転前最終利用日とします。
 - (1) 移転前最終利用日の指定がないとき。
 - (2) 移転先利用開始日が、指定した移転前最終利用日より先に到来したとき。
- 4 前項の規定において、第1項の請求があった日以降、当社が別に定める期間が経過するまでにその確認ができなかった場合は、その期間が経過した日を移転先利用開始日とみなして取り扱います。
- 5 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（ホームプラス電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用限度額）

第16条 当社は、ホームプラス電話契約者が当社に支払うべきホームプラス電話サービスに係る料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下この条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し、又は増加することが予想されるとき。
 - (2) ホームプラス電話サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社はホームプラス電話契約者にその利用限度額を通知します。この場合、ホームプラス電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
 - 3 第1項に規定する利用限度額は、5万円とします。
 - 4 当社は、第1項に定めるホームプラス電話サービスに係る料金の累積額が利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、そのホームプラス電話契約者回線についてホームプラス電話サービスの提供を行わないことがあります。
 - 5 ホームプラス電話契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分のホームプラス電話サービスに係る料金の支払いについて、第39条（利用料の支払い義務）第1項の規定の適用を免れるものではありません。
 - 7 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときはホームプラス電話契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

（ホームプラス電話契約者が行うホームプラス電話契約の解除）

第17条 ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うホームプラス電話サービス取扱所に通知していただきます。

(ホームプラス電話契約者が行う初期契約解除)

第 17 条の 2 ホームプラス電話契約者等 (新たにホームプラス電話契約 (以下この条において「新規契約」といいます。)) の申込みをする者又はホームプラス電話契約の内容の変更 (以下この条において「変更契約」といいます。) を請求するホームプラス電話契約者をいいます。以下この条において同じとします。) は、事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面 (対象契約 (新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。)) を締結したときに、事業法第 26 条の 2 の第 1 項に基づき当社がホームプラス電話契約者等に交付した書面 (同条第 2 項の規定により提供するものを含みます。) をいいます。以下この条において同じとします。) を受領した日又は対象契約に係るホームプラス電話サービスの提供を開始した日のいずれか遅い日から起算して 8 日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除 (以下「初期契約解除」といいます。) を行うことができます。この場合において、ホームプラス電話契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、ホームプラス電話契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の 3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

(当社が行うホームプラス電話契約の解除)

第 18 条 当社は、第 24 条 (ホームプラス電話サービスの利用停止) の規定により利用停止をされたホームプラス電話契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのホームプラス電話契約を解除することがあります。

- 2 当社は、ホームプラス電話契約者が第 24 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ホームプラス電話サービスの利用停止をしないでそのホームプラス電話契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、そのホームプラス電話契約を解除することがあります。
 - (1) ホームプラス電話契約者がホームプラス電話サービスの提供に係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - (2) ホームプラス電話契約者がそのホームプラス電話契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - (3) ホームプラス電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前 3 項の規定により、そのホームプラス電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをホームプラス電話契約者に通知します。

(破産等によるホームプラス電話契約の解除)

第 19 条 当社は、ホームプラス電話契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのホームプラス電話契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第 20 条 ホームプラス電話契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第21条 当社は、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2(付加機能利用料)に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したホームプラス電話契約者がホームプラス電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求したホームプラス電話契約者が第24条(ホームプラス電話サービスの利用停止)の規定によりホームプラス電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行うホームプラス電話契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求したホームプラス電話契約者が、当社が提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又はその電気通信サービスについて当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求したホームプラス電話契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (5) 付加機能の提供を請求したホームプラス電話契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (6) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 料金表第2(付加機能利用料)に基づき提供する付加機能のうち、次表に定める付加機能については、前項の規定にかかわらず、ホームプラス電話契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

付加機能
迷惑電話拒絶サービス(タイプⅡに限ります。)、FAX通信サービス

3 当社は、料金表第2(付加機能利用料)に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(ホームプラス電話サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第22条 当社は、ホームプラス電話サービスの利用の一時中断があったときは、そのホームプラス電話契約者回線について、付加機能(当社が別に定めるものを除きます。)の利用の一時中断を行います。

ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者がその付加機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。

第5章 利用中止等

(ホームプラス電話サービスの利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、ホームプラス電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定のホームプラス電話契約者回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第26条（通信利用の制限等）及び第31条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 第6条（ホームプラス電話サービスの提供区間等）の規定により、サービス提供地域を変更するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、第16条（利用限度額）第7項に基づきホームプラス電話契約者本人であることを確認できるまで、そのホームプラス電話契約者回線についてホームプラス電話サービスの利用を中止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりホームプラス電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをホームプラス電話契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、第2項によりホームプラス電話サービスの利用中止をした場合、ホームプラス電話契約者であることを確認したときは、そのホームプラス電話契約者回線についてホームプラス電話サービスの利用中止を解除します。
この場合、あらかじめ、解除をする日をホームプラス電話契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(ホームプラス電話サービスの利用停止)

第24条 当社は、ホームプラス電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのホームプラス電話サービスに係る料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのホームプラス電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) ホームプラス電話サービスに係る契約の申込みにあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 別記3若しくは別記4の規定に違反したとき、または別記3若しくは別記4の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) ホームプラス電話契約者が当社と締結している若しくは締結していた他のホームプラス電話サービスに係る料金その他の債務又はホームプラス電話契約者が当社と締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (5) 第10条（ホームプラス電話契約者の契約者確認の取扱い）の規定に違反したとき。
 - (6) 第54条（利用に係るホームプラス電話契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (7) 当社の承諾を得ずに、ホームプラス電話契約者回線に、端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (8) 別記7若しくは別記9の規定に違反して当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号。以下「端末設備等規則」といいます。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備をホームプラス電話契約者回線から取り外さなかったとき。
 - (9) 別記10から別記11の規定に違反したとき。
 - (10) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、ホームプラス電話サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数のホームプラス電話契約を締結しているホームプラス電話契約者が、そのいずれかのホームプラス電話契約において、第54条（利用に係るホームプラス電話契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのホームプラス電話契約に係るホームプラス電話サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によりホームプラス電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をホームプラス電話契約者に通知します。
ただし、第1項第5号又は前項の規定によりホームプラス電話サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第6章 音声通信

第1節 音声通信の区別等

(音声通信の区別等)

第25条 音声通信の区別は、次のとおりとします。

区別	内容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続される国際音声通信

2 非自動音声通信の種別は、第28条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第1（基本利用料）に定めるところによります。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第26条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用しているホームプラス電話契約者回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 当社は、外国又は特定衛星端末との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第 27 条 当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

(非自動音声通信の種別及び接続の順位)

第 28 条 非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種別	内容	接続の順位
非常音声通信	(1) 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 (2) 世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 (3) 大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に係る非自動音声通信	1
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 12 号）第 3 条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）第 4 条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であって、先順位を請求したもの (1) 国の元首 (2) 政府の首長及び政府の一員である者 (3) 陸軍、海軍及び空軍の司令長官 (4) 外交官及び領事官 (5) 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 (6) 国際司法裁判所	2
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	3

(非自動音声通信における通信時間の制限)

第 29 条 当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。）に限り、その通信時間を制限することがあります。

(非自動音声通信における音声通信の切断)

第 30 条 当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

(非常事態が発生した場合等における非自動音声通信の利用の制限)

第 31 条 当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、そ

その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

- (1) 非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。
- (2) 非常音声通信のほかは、受け付けません。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第 32 条 ホームプラス電話サービスに係る通信は、そのホームプラス電話端末設備が第 8 条（ホームプラス電話契約申込の方法）又は別記 3 若しくは別記 4 の規定に基づきホームプラス電話契約者から届出のあった住所又は居所に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その住所又は居所にあっても電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第 3 節 音声通信の品質

(音声通信の品質)

第 33 条 音声通信の品質については、端末設備の接続形態等ホームプラス電話サービスの利用形態により変動する場合があります。

第 4 節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第 34 条 通信時間の測定等については、料金表第 1（基本利用料）に定めるところによります。

第 5 節 発信電気通信番号等通知

(発信電気通信番号等通知)

第 35 条 音声通信については、その発信電気通信番号（その音声通信の発信元に係る電気通信番号（特定電気通信番号以外のものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）を着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りではありません。

- (1) 音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信
- (2) 料金表第 2（付加機能利用料）に規定する特定の付加機能の提供を受けているホームプラス電話契約者回線から行う音声通信（音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行うものを除きます。）

(注 1) ホームプラス電話契約者は、本条及び次条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

(注 2) 本条第 1 項第 2 号の「特定の付加機能」は、料金表第 2（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。

(緊急通報に係る情報通知)

第 36 条 当社は、ホームプラス電話契約者回線から緊急通報用電話番号（番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110、118又は119をいいます。）をいいます。以下同じとします。）をダイヤルして行う音声通信（以下この条において「緊急通報通信」といいます。）が行われる場合、そのホームプラス電話端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、ホームプラス電話契約者回線からの緊急通報通信（その発信に先立ち、「184」をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、次表に定めるところにより、そのホームプラス電話契約者回線に係る情報を、次表に規定する相手先へ通知します。

ただし、次表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行ったホームプラス電話契約者回線に係る特定電気通信番号	その緊急通報通信の着信のあった当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点
2 そのホームプラス電話契約者回線に係るホームプラス電話端末設備の所在する位置に関する情報（そのホームプラス電話端末設備が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がそのホームプラス電話契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。）及びそのホームプラス電話契約者回線に係る特定電気通信番号	その緊急通報通信の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

3 前項の場合において、当社は、情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第 51 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第37条 ホームプラス電話サービスに係る料金は、基本利用料(料金表第1(基本利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、付加機能利用料(料金表第2(付加機能利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、相互接続番号案内料(料金表第3(相互接続番号案内料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、手続きに関する料金(料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、附帯サービスに関する料金等(料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に定める料金をいいます。以下同じとします。)及びユニバーサルサービス料(料金表第6(ユニバーサルサービス料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

2 ホームプラス電話サービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表第4(手続きに関する料金及び工事費)に定める工事費をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第38条 ホームプラス電話契約者は、次表に定める期間について、定額利用料(料金表第1(基本利用料)又は料金表第2(付加機能利用料)に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

区分	支払いを要する期間	
基本利用料	そのホームプラス電話契約に基づいて当社がホームプラス電話サービスの提供を開始した日(以下「ホームプラス電話サービス提供開始日」といいます。)の翌日(以下「基本利用料課金開始日」といいます。)から起算してホームプラス電話契約の解除があった日までの期間(次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間とします。)	
	区分	支払を要する期間
	(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
	(2) ホームプラス電話サービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合	ホームプラス電話サービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
付加機能利用料	付加機能の提供を開始した日(以下「付加機能提供開始日」といいます。)の翌日(以下「付加機能利用料課金開始日」といいます。)の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間(次表の左欄に該当する場合は、	

	同表の右欄に規定する期間。)	
	区分	支払を要する期間
	(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
(2) 付加機能提供開始日とその付加機能の廃止があった日が同一の日である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間	

2 前項の期間において、利用停止等によりホームプラス電話サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、ホームプラス電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用の一時中断を行ったときは、ホームプラス電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、ホームプラス電話契約者は、次の場合を除いて、ホームプラス電話サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 ホームプラス電話契約者の責めによらない理由により、ホームプラス電話サービスを全く利用できない状態（ホームプラス電話サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのホームプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 サービス提供地域の変更に伴って、ホームプラス電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（ホームプラス電話契約者の都合によりホームプラス電話サービスを利用しなかった場合であって、ホームプラス電話サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
4 ホームプラス電話サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

5 ホームプラス電話サービスを利用する住所の移転があったとき。	(1) 移転前最終利用日の翌日から移転先利用開始日までの期間に係る基本利用料
	(2) 上欄(1)の規定により、その料金月に係る基本利用料の全額について支払いを要しないこととされた料金月に係る付加機能利用料

3 第1項の期間において、他社接続音声通信を行うことができないため、ホームプラス電話サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他ホームプラス電話契約者に帰する理由により、他社接続音声通信を行うことができなくなった場合であっても、ホームプラス電話契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、ホームプラス電話契約者は、次の場合を除いて、他社接続音声通信を行うことができないため、ホームプラス電話サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 ホームプラス電話契約者の責めによらない理由により、他社接続音声通信を全く行うことができない状態（そのホームプラス電話契約者回線による全ての他社接続音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、ホームプラス電話サービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続音声通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続音声通信を行うことができない状態が生じたため、当社のホームプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（利用料の支払義務）

第39条 ホームプラス電話契約者は、第34条（通信時間の測定等）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第1（基本利用料）の規定とに基づいて算定した利用料（料金表第1（基本利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話契約者回線によりホームプラス電話契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 ホームプラス電話契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、ホームプラス電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第40条 ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第41条 ホームプラス電話契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのホームプラス電話契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 ホームプラス電話契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第42条 ホームプラス電話契約者は、その料金月の末日においてホームプラス電話サービスの提供を受けている場合、料金表第6（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 44 条 ホームプラス電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 45 条 ホームプラス電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 5 節 他社接続音声通信の料金の取扱い

（他社接続音声通信の料金の取扱い）

第 46 条 ホームプラス電話契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続音声通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、他社接続音声通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第 6 節 協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第 47 条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているホームプラス電話契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、ホームプラス電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するホームプラス電話サービスの料金とみなして取り扱います。

第8章 保守

(ホームプラス電話契約者の維持責任)

第48条 ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話端末設備を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(ホームプラス電話契約者の切分責任)

第49条 ホームプラス電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がホームプラス電話契約者回線に接続されている場合であって、ホームプラス電話サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、ホームプラス電話契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をホームプラス電話契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ホームプラス電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ホームプラス電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機

	関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したホームプラス電話契約者回線について、暫定的にその電気通信番号及び特定電気通信番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、ホームプラス電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのホームプラス電話サービスが全く利用できない状態（そのホームプラス電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのホームプラス電話契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、ホームプラス電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのホームプラス電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める定額利用料

(2) 料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める利用料（ホームプラス電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、ホームプラス電話サービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、ホームプラス電話サービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、ホームプラス電話サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、ホームプラス電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第52条 当社は、ホームプラス電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、ホームプラス電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第53条 当社は、ホームプラス電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたホームプラス電話契約者にお知らせします。

ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係るホームプラス電話契約者の義務)

第54条 ホームプラス電話契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) ホームプラス電話端末設備を第8条（ホームプラス電話契約申込の方法）若しくは第15条（ホームプラス電話サービスの利用に係る住所の移転）又は別記3若しくは別記4の規定に基づきホームプラス電話契約者から届出のあったそれぞれの住所又は居所から移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) ホームプラス電話端末設備に登録されている情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (5) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ホームプラス電話端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (6) ホームプラス電話端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ホームプラス電話サービスを利用しないこと。
- 2 ホームプラス電話契約者は、前項の規定に違反してそのホームプラス電話端末設備を失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第55条 ホームプラス電話契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、ホームプラス電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式

アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式
---------------	---

(ホームプラス電話契約者からのホームプラス電話端末設備の設置場所の提供等)

第 56 条 ホームプラス電話契約者からのホームプラス電話端末設備の設置場所の提供等については、当社が別記 5 に定めるところによります。

(ホームプラス電話契約者の氏名等の通知)

第 57 条 当社は、協定事業者から要請があったときは、ホームプラス電話契約者（その協定事業者とホームプラス電話サービスを利用するうえで必要な契約をしている者に限りま

す。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(電話帳)

第 58 条 当社は、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、ホームプラス電話サービスの電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。以下この条から第 60 条までにおいて同じとします。）を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(注) 「別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話番号案内)

第 59 条 当社は、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、ホームプラス電話サービスの電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの（ホームプラス電話契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、電気通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第 60 条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第 58 条（電話帳）及び第 59 条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行ったホームプラス電話契約者に係るホームプラス電話契約者回線の情報に限りま

す。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限りま

す。）に提供します。

(注 1) 本条第 2 項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相

互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに收容されたホームプラス電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(相互接続番号案内)

第61条 ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話契約者回線から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

(注) 「別に定める協定事業者」は、株式会社KDDIエボルバとします。

(相互接続番号案内料の支払義務)

第62条 ホームプラス電話契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第3（相互接続番号案内料）に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。

2 ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話契約者回線によりホームプラス電話契約者の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

(協定事業者からの通知)

第63条 ホームプラス電話契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なホームプラス電話契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(ホームプラス電話契約者に係る情報の利用)

第64条 当社は、ホームプラス電話契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、ホームプラス電話契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第65条 当社は、ホームプラス電話契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の

電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をしたホームプラス電話契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

(2) そのホームプラス電話契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのホームプラス電話契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのホームプラス電話契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(提供条件書)

第 66 条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、ホームプラス電話サービス及び附帯サービスを提供します。

(法令に関する規定)

第 67 条 ホームプラス電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記に定めるところによります。

第 11 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 68 条 ホームプラス電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 2 に定めるところによります。

別記

1 ホームプラス電話サービスの提供区間

当社のホームプラス電話サービスは、下表の区間において提供します。

提供区間
(1) ホームプラス電話契約者回線相互間
(2) ホームプラス電話契約者回線と相互接続点、外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間
(3) ホームプラス電話契約者回線と当社が設置する電気通信回線の終端（ホームプラス電話契約者回線を除きます。以下この欄において同じとします。）との間

2 附帯サービスの提供

(1) 電話帳の普通掲載

ア 当社は、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、そのホームプラス電話サービスの電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。

(ア) ホームプラス電話契約者又はそのホームプラス電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

(イ) ホームプラス電話契約者又はそのホームプラス電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

(ウ) ホームプラス電話契約者に係るホームプラス電話契約者回線の終端のある場所（ホームプラス電話契約者又はそのホームプラス電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がホームプラス電話契約者に係るホームプラス電話契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないとき認めるときは、その請求のあった場所）

イ アに規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

ウ 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、アの規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

(2) 電話帳の掲載省略

ア 当社は、(1)(電話帳の普通掲載)の規定にかかわらず、ホームプラス電話契約者回線に音声通信の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、(1)のアの(ア)から(ウ)に規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについてホームプラス電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。

イ 当社は、アの場合のほか、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

(3) 電話帳の重複掲載

ア 当社は、ホームプラス電話契約者から、普通掲載のほか、(1)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

(ア) 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品

名による掲載

(イ) 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

イ アに規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

ウ 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、アの規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

エ ホームプラス電話契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。

(4) 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

ア 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

イ 当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

ウ 当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める音声通信について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

エ 時報サービス及び天気予報サービスは、1の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

(注) イ及びウに定める「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(5) 音声通信明細書等の発行

ア 当社は、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、その契約に係るホームプラス電話サービスの音声通信明細書（書面のほか当社が別に定める方法により閲覧されるものを含みます。）又は支払証明書を発行します。

イ ホームプラス電話契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行手数料の支払いを要します。

(6) 払込取扱票の発行等

ア 当社は、ホームプラス電話サービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、ホームプラス電話サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するホームプラス電話サービス取扱所又は金融機関等における料金等払込取扱票の発行

及びその他必要な取り扱いを行います。

イ ホームプラス電話契約者は、アの規定に該当することとなったときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

(7) 窓口払込みの取り扱い等

ア 当社は、ホームプラス電話契約者から請求があったときは、当社が指定するホームプラス電話サービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のWEBで請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

イ ホームプラス電話契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。

ウ イの規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、ホームプラス電話契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

ア その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

(8) 携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る特定電気通信番号の取扱い

ア ホームプラス電話契約者とそのホームプラス電話契約を解除しようとする場合であって、携帯電話・PHS番号ポータビリティ（電気通信番号（ホームプラス電話サービスにおいては、特定電気通信番号とします。）を変更することなく、携帯電話サービス又はPHSサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、ホームプラス電話契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。

ただし、ホームプラス電話契約者とそのホームプラス電話契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、この申出を行うことはできません。

イ 当社は、アの規定に基づきホームプラス電話契約者から申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号を発行します。

ウ 当社がイの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して15日間が経過したときに無効となります。

エ ホームプラス電話契約者は、当社がイの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

オ ホームプラス電話契約者は、アの申出を行う場合、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の支払いを要します。

カ 第11条（電気通信番号）第2項により当社が定める特定電気通信番号について、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望する者は、ホームプラス電話契約の申込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者又はPHS事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適

合する者を含みます。)に限ります。

キ 当社は、第 11 条第 3 項に規定する場合のほか、力の規定に基づき契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その特定電気通信番号を変更することがあります。

ク 携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話・PHS 番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話・PHS 番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者又は PHS 事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号若しくは携帯電話事業者又は PHS 事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、又は照会することを承諾していただきます。

3 ホームプラス電話契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりホームプラス電話契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社がホームプラス電話契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、すみやかに契約事務を行うホームプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

(4) ホームプラス電話契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記 4 の(4)から(9)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

4 当社からホームプラス電話契約者に行う通知等の方法及びホームプラス電話契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

(1) 当社は、この約款に基づき、ホームプラス電話契約者に通知その他の連絡（以下この別記 4 において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面によりその通知等を行うときは、ホームプラス電話契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

(2) ホームプラス電話契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うホームプラス電話サービス取扱所に届け出ていただきます。

(3) 当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(4) ホームプラス電話契約者が(2)の届出を怠った場合又は事実と異なる届出を行った場合、この約款に基づく通知等については、従前の契約者連絡先への郵送等の通知をもって、その通知等を行ったものとみなします。

(5) ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話契約者が(2)の届出を怠ったこと又は事実と異なる届出を行ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した

書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にそのホームプラス電話契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。

- (6) 当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等を行わないこととします。
- (7) (6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、そのホームプラス電話契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、そのホームプラス電話契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するその他の方法により、ホームプラス電話契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、ホームプラス電話契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等はホームプラス電話契約者に到達したものと取り扱うことに同意していただきます。
- (8) 当社は、当社がそのホームプラス電話契約者回線について第 24 条（利用停止）に基づくホームプラス電話サービスの利用の停止又は第 18 条（当社が行うホームプラス電話契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9) ホームプラス電話契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

5 ホームプラス電話契約者からのホームプラス電話端末設備の設置場所の提供

- (1) ホームプラス電話端末設備を設置するために必要な場所は、そのホームプラス電話契約者から提供していただきます。
- (2) ホームプラス電話端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、ホームプラス電話契約者から提供していただくことがあります。

6 自営端末設備の接続

- (1) ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのホームプラス電話契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、端末設備等規則に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - イ その接続が端末設備等規則に適合しないとき。
 - ウ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が端末設備

等規則に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) ホームプラス電話契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) ホームプラス電話契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、ホームプラス電話契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ホームプラス電話契約者に、その端末設備の接続が端末設備等規則に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、ホームプラス電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、ホームプラス電話契約者は、その端末設備をホームプラス電話契約者回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

(1) ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのホームプラス電話契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が端末設備等規則に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が端末設備等規則に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) ホームプラス電話契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) ホームプラス電話契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)

から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

ホームプラス電話契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

(1) ホームプラス電話契約者は、ホームプラス電話契約者回線に接続されている端末設備（ホームプラス電話端末設備に限ります。以下この別記10において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

(2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ホームプラス電話契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

(3) ホームプラス電話契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

11 端末設備の電波法に基づく検査

別記10に規定する検査のほか、端末設備（ホームプラス電話端末設備に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記10の(2)及び(3)の規定に準ずるものとしします。

12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

13 新聞社等の基準

区別	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ① 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 ② 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
(2) 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 ホームプラス電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料及びユニバーサルサービス料は、料金月（その音声通信を開始した日と終了した日が異なる料金月となる場合の利用料については、その音声通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、月額料金、利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。
- 6 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この約款に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る利用料	この約款に規定する額により行います。

(月額料金の日割り)

- 7 月額料金の日割りは、次のとおりとします。
 - (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - ア 料金月の末日以外の日、ホームプラス電話サービスの提供を開始したとき。
 - イ 料金月の末日以外の日、ホームプラス電話契約の解除があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日、月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 第38条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - オ 第4項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
 - (2) 当社は、第1号の規定にかかわらず、次表に定める特定の付加機能については、第38条第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

特定の付加機能
電気通信番号表示サービス、電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス（タ

イプ I に限ります。)、割込通話サービス、電気通信番号通信中表示サービス及び着信転送サービス

(3) 前2号の規定にかかわらず、第38条第1項の表の基本利用料の欄の区分(1)若しくは(2)又は付加機能利用料の欄の区分(1)若しくは(2)に該当する場合、月額料金の日割りは行いません。

- 8 第7項に規定する月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第38条第2項第2号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 9 第7項第1号のオの規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 10 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 11 ホームプラス電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 12 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(少額料金の翌月払い)

- 13 当社は、その月に請求することとなる料金の合計額が当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月以降に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 14 当社は、第13項のほか、当社に特別の事情がある場合は、ホームプラス電話契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 15 当社は、料金又は工事に関する費用について、ホームプラス電話契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 「当社が別に定める条件」は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 16 第38条(定額利用料の支払義務)から第41条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、外国又は特定衛星端末との音声通信に係る利用料については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

17 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のホームプラス電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(「KDDIまとめて請求」に係る料金等の取扱い)

18 当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」(以下「KDDIまとめて請求規約」といいます。)に定める「KDDIまとめて請求」(以下「KDDIまとめて請求」といいます。)が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、KDDIまとめて請求規約が適用されます。

(料金等の請求)

19 ホームプラス電話サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社のWEBで請求書ご利用規約又はKDDIまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、第38条（定額利用料の支払義務）及び第39条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容												
(1) ホームプラス電話サービスに係る非自動音声通信の種別	非自動音声通信には、次表の種別があります。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 一般非自動音声通信</td> <td>特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td> </tr> <tr> <td>② 第1種本邦着信音声通信</td> <td>外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	① 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信	② 第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信						
	種別	内容											
① 一般非自動音声通信	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信												
② 第1種本邦着信音声通信	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信												
(2) ホームプラス電話サービスに係る基本利用料	<p>ア ホームプラス電話サービスに係る基本利用料の料金額は、2（料金額）に規定する定額利用料に、1の音声通信（緊急通報用電話番号をダイヤルして行うもの、通則第2項の規定が適用されるもの及び当社が別に定めるものを除きます。）及び1のFAX通信（第2（付加機能利用料）に規定するFAX通信サービスに係る通信をいいます。以下同じとします。）について、それぞれ(4)で測定した通信時間と2（料金額）の規定とに基づいた算定した利用料を加算するものとします。</p> <p>イ アの場合において、FAX通信に関する利用料については、FAX通信を音声通信とみなして、2（料金額）に規定する料金額を適用します。</p>												
(3) FAX通信に係る利用料の減額適用	当社は、FAX通信が行われたときは、そのFAX通信に関する1の課金単位に係る利用料を減算するものとします。												
(4) ホームプラス電話サービスに係る音声通信時間の測定等	<p>ア 自動音声通信の通信時間（緊急通報用電話番号をダイヤルして行う音声通信及び当社が別に定める音声通信の通信時間を除きます。）は、次表に規定する開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td> <td>双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻</td> </tr> <tr> <td>終了時刻</td> <td>請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) FAX通信に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開始時刻</td> <td>FAX蓄積装置（第2（付加機能利用料）に規定するものをいいます。以下同じとします。）とFAX通信の対話者に係る電気通信回線を接続してFAX通信をできる状態にした時刻</td> </tr> <tr> <td>終了時刻</td> <td>FAX蓄積装置又は対話者による送受話器をか</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時刻	開始時刻	双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻	終了時刻	請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻	区分	時刻	開始時刻	FAX蓄積装置（第2（付加機能利用料）に規定するものをいいます。以下同じとします。）とFAX通信の対話者に係る電気通信回線を接続してFAX通信をできる状態にした時刻	終了時刻	FAX蓄積装置又は対話者による送受話器をか
	区分	時刻											
	開始時刻	双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻											
	終了時刻	請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻											
	区分	時刻											
開始時刻	FAX蓄積装置（第2（付加機能利用料）に規定するものをいいます。以下同じとします。）とFAX通信の対話者に係る電気通信回線を接続してFAX通信をできる状態にした時刻												
終了時刻	FAX蓄積装置又は対話者による送受話器をか												

	ける等のFAX通信終了の信号を受けて、そのFAX通信をできない状態にした時刻
イ 非自動音声通信の通信時間は、次表に規定するその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。	
区分	時刻
開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
備考 当社電話交換局が非自動通信を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者の電話設備に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。	

ウ 次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。

(ア) 回線の故障等音声通信若しくはFAX通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信又はFAX通信の途中に一時音声通信又はFAX通信ができなかった時間

(イ) 回線の故障等音声通信若しくはFAX通信の請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信又はFAX通信を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間

エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません

(ア) 音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。

ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りではありません。

(イ) ホームプラス電話契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのホームプラス電話契約者回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信又はFAX通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信又はFAX通信ができなかったとき。

(ウ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信又はFAX通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信又はFAX通信ができなかったとき。

オ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社に申告してください。

	<p>カ 当社は、オの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。</p> <p>キ オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。</p> <p>ク オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。</p>
<p>(5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア イ以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日とします。）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) アに定める「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(6) 特定のau回線の利用を条件とする基本利用料の減額適用 (ルーター利用割引)</p>	<p>ア 当社は、ホームプラス電話契約者が、判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係るLTE契約又はau契約を締結している場合に、そのホームプラス電話契約者回線に係る定額利用料について、2（料金額）に定める料金額から次表に定める額（定額利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、定額利用料の額とします。）の割引（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>この場合において、第38条（定額利用料の支払義務）及び第51条（責任の制限）の適用については、割引後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額</p>

割引額

税抜額 350 円

イ 本減額適用に係る判定用回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。

(ア) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める第 2 種 L T E シングル又は第 4 種 L T E シングルの契約者回線 (同契約約款に定める特定 a u 回線の指定に伴うプラスエリアモード加算額の減額適用又は特定サービスの判定用回線に係る契約を条件とする基本使用料等の減額適用の適用を受けるものに限ります。)

(イ) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u (W I N) 通信サービス契約約款に定める第 2 種 a u パケットの契約者回線 (同契約約款に定める特定 a u 回線の指定に伴う W I N シングルフラット W i M A X シンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用の適用を受けるものに限ります。)

ウ 本減額適用を選択するホームプラス電話契約者は、1 の減額対象回線 (本減額適用を受けるホームプラス電話契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。) 及び 1 の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ 当社は、ウに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定した判定用回線が、他のホームプラス電話契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(イ) 指定した判定用回線について、当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u (L T E) 通信サービス契約約款若しくは a u (W I N) 通信サービス契約約款の定めるところにより、 L T E サービス又は a u サービスの利用の一時休止が行われているとき。

(ウ) 減額対象回線に係るホームプラス電話契約者の住所が、指定した判定用回線に係る契約者の住所と異なるとき。

(エ) 減額対象回線に係る契約者名義が、指定した判定用回線に係る契約者名義と異なるとき (当社が別に定める基準に該当する場合を除きます。) 。

(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ 本減額適用の計算は、料金月単位で行います。

カ 本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

キ その料金月の前料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本減額適用を行いません。

(ア) 減額対象回線について、ホームプラス電話サービスの提供を開始していないとき。

(イ) 判定用回線について、イに定める減額適用の適用を受けていないとき。

(ウ) 判定用回線について、 L T E サービス又は a u サービスの利用の一時休止が行われているとき (その前料金月に、 L T E サービス又は a u サービスの利用の一時休止があったときを除きま

す。)

ク 当社は、ホームプラス電話契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本減額適用を廃止します。

(ア) ホームプラス電話契約の解除があったとき。

(イ) 判定用回線に係るLTE契約又はau契約の解除があったとき。

(ウ) 判定用回線に係るLTEサービス利用権又はauサービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。

ケ クの規定により、本減額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（LTEサービス利用権若しくはauサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
2 クの(ア)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

コ アに定める割引額は、その料金月における本減額適用の適用を受ける日数に応じて日割りします。

サ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ス ホームプラス電話契約者は、本減額適用の適用の可否を判断するために、そのホームプラス電話契約者回線及び判定用回線に係る情報（本減額適用の適用に必要な範囲に限ります。）について、沖縄セルラー電話株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(7) 口座振替及びクレジットカードによる料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額適用

当社は、ホームプラス電話契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択しているときは、2（料金額）に定める定額利用料（(6)の適用を受ける場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（定額利用料の額が次表に定める額に満たない場合は、定額利用料の額とします。）の割引を行います。この場合において、第38条（定額利用料の支払義務）及び第51条（責任の制限）の適用については、割引後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。

1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額
割引額
税抜額 100円

(8) 「KDDIま

ア 当社は、ホームプラス電話契約者回線について、(ア)に定める割

とめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額適用（auまとめトーク）

引判定条件を全て満たしているときは、2（料金額）に定める利用料について、（イ）に定める額の割引（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。

（ア） 割引判定条件

- ① そのホームプラス電話サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめ請求の適用を受けていること
- ② 2（料金額）に定める利用料の請求があること。
- ③ そのホームプラス電話契約者回線に係るKDDIまとめ請求の対象として、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款に定めるLTEサービス又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款に定めるauサービス若しくはauモジュール（第3種auモジュールを除きます。）であって、それぞれの契約約款に基づき利用を停止されていないものが含まれること。

（イ） 割引額

区分	割引額
① ホームプラス電話契約者回線、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のFTTH接続回線、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びauオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への通話並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話	左欄の通話に関する利用料の月間累積額
② 当社が別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）	左欄の通話に関する利用料の月間累積額
③ 当社及び沖縄セルラー電話株式会社のau（L	左欄の通話に

	<p>TE) 通信サービス契約約款に定めるLTEサービス並びにau(WIN)通信サービス契約約款に定めるauサービス及びプリペイド電話の契約者回線への通話</p>	<p>関する利用料の月間累積額</p>
	<p>④ 当社のペーパーレスFAX等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスFAX等提供サービスのペーパーレスFAX回線(同契約約款第13条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。)への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話(当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。)</p>	<p>左欄の通話に関する利用料の月間累積額</p>
<p>イ 通話に関する利用料の月間累積は、料金月単位で行います。 ウ 当社は、アの(ア)に定める割引判定条件を満たさなくなったときは、本減額適用を終了します。</p>		

2 料金額

(1) 定額利用料

1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,430 円

(2) 利用料

ア イ及びウ以外のもの

(ア) (イ)から(カ)以外のもの

区分	料金額 (3分までごとに)
利用料	税抜額 8 円
同一の都道府県の区域に開始するもの	
上記以外のもの	税抜額 15 円
備考 本欄に規定する都道府県内区域のうち、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成 11 年郵政省令第 24 号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。	

(イ) 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額 (1分までごとに)
利用料	税抜額 15.5 円
当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの	
上記以外のもの	税抜額 16 円

(ウ) PHS 事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	税抜額 10 円
1 の音声通信ごとに	
上記に定める利用料のほか	60 秒までごとに税抜額 10 円

(エ) 別記 2 (4) のウに定める電気通信番号に係るもの

区分	料金額 (1分までごとに)
利用料	税抜額 8 円

(オ) 番号規則第 10 条第 1 項第 2 号に規定する電気通信番号に係るもの

区分	料金額 (3分までごとに)
利用料	税抜額 10 円

(カ) 番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する電気通信番号に係るもの

区分	料金額
利用料	税抜額 40 円
1 の通信ごとに	
上欄に定める利用料のほか	40 秒までごとに税抜額 10 円

イ 外国との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（外国への発信に係るものに限ります。）

区分	料金額（1分までごとに）
アジア1	30円
アジア2	30円
アジア3	45円
アジア4	63円
アジア5	72円
アジア6	77円
アジア7	105円
アジア8	107円
アジア9	113円
アジア10	127円
アジア11	130円
アジア12	153円
アジア13	159円
アジア14	213円
アジア15	227円
アジア16	35円
アジア17	60円
アフリカ1	128円
アフリカ2	180円
アフリカ3	257円
アメリカ1	9円
アメリカ2	15円
アメリカ3	78円
アメリカ4	157円
アメリカ5	113円
アメリカ6	159円
アメリカ7	30円
アメリカ8	105円
アメリカ9	115円
アメリカ10	230円
オセアニア1	57円
オセアニア2	9円
オセアニア3	50円
オセアニア4	72円
オセアニア5	80円
オセアニア6	112円
オセアニア7	160円
ヨーロッパ1	20円
ヨーロッパ2	42円
ヨーロッパ3	92円
ヨーロッパ4	102円
ヨーロッパ5	142円

ヨーロッパ6	203 円
備考	
1 各区分における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。	
2 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われるものに限り、）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信に係るもの

区分	料金額	
	最初の 3 分まで	超過 1 分までごとに
非自動音声通信	2,160 円	460 円
備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。		

ウ 特定衛星端末との音声通信に係るもの

(ア) 自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

区分	料金額（1分までごとに）
特定衛星端末 1	273 円
特定衛星端末 2	378 円
特定衛星端末 6	210 円
特定衛星端末 7	686 円
備考	
1 各区分における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。	
2 外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われるものに限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。	

(イ) 非自動音声通信

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
非自動音声通信	2,160 円	460 円
備考 非自動音声通信における取扱地域等は、別表 1 に定めるところによります。		

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第38条（定額利用料の支払義務）の規定によります。

2 料金額

発信電気通信番号非通知サービス	ホームプラス電話契約者回線から行う音声通信（緊急通報用電話番号をダイヤルして行うもの及び当社が別に定める方法により行うものを除きます。）について、そのホームプラス電話サービスに係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	
	備考	本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

電気通信番号表示サービス	ホームプラス電話契約者回線に着信する音声通信の発信電気通信番号をそのホームプラス電話契約者回線へ送信することにより、そのホームプラス電話契約者回線に接続された端末設備にその発信電気通信番号を表示することができるようにするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額	税抜額 400 円
備考	<p>(ア) 本サービスは、当社が別に定める端末設備を接続しているホームプラス電話契約者回線に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

電気通信番号通知要請サービス	ホームプラス電話契約者回線へ発信電気通信番号が通知されない音声通信（請求者がホームプラス電話サービスに係る特定電気通信番号をダイヤルして行ったものを除きます。）に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額	税抜額 200 円
備考	<p>(ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービスの提供を受けているホームプラス電話契約者回線に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

迷	ホームプラス電話契約者が端末設備からの登録操作等により、あらかじめ指定した特定
---	---

惑電 話 拒 絶 サ ー ビ ス	の電気通信番号からの着信に対して、お断りする旨の案内により自動的に応答するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料（タイプⅠに限ります。）	1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額	税抜額 700 円
	備考	<p>(ア) 本サービスには、電気通信番号の登録方法により、次の種類があります。</p> <p>① タイプⅠ（指定番号拒否） タイプⅡ以外のもの。</p> <p>② タイプⅡ（直前着信番号拒否） そのホームプラス電話契約者回線に着信した音声通信（当社が別に定めるものに限ります。）について、その音声通信の発信元に係る電気通信番号を当社が別に定める方法により登録し、その電気通信番号からの以後の着信に対して、お断りする旨の案内により自動的に応答するもの。</p> <p>(イ) 当社は、お断りする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(ウ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。</p> <p>(エ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

オ 割 込 通 話 サ ー ビ ス	音声通信中に他から着信があることを知らせ、そのホームプラス電話契約者回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、現に通信中の音声通信を保留し、その着信に応答して音声通信を行った後再び保留中の音声通信を行うことができるようにするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額	税抜額 300 円
	備考	本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

特 定 音 声 通 信 発 信 規 制 サ ー ビ ス	ホームプラス電話契約者回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの		
	備考	<p>(ア) 当社は、そのホームプラス電話サービスに係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p> <p>(イ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

電	通信中に他から着信があった場合に、ホームプラス電話契約者回線へ通知される電気通
---	---

気 通 信 番 号 通 信 中 表 示 サ ー ビ ス	電話番号を表示することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 ホームプラス電話契約者 回線ごとに月額	税抜額 100 円
備 考	<p>(ア) 本サービスは、電気通信番号表示サービス及び割込通話サービスの提供を受けているホームプラス電話契約者回線であって、当社が別に定める端末設備を接続しているもの限り提供します。</p> <p>(イ) (ア)に定めるほか、通信の利用状況により、電気通信番号を表示できない場合があります。</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

番 号 ポ ー タ ビ リ テ ィ サ ー ビ ス	ホームプラス電話サービスに係る電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用することができるようにするもの		
	備 考	<p>(ア) 協定事業者の定めるところにより本サービスの提供を行うことが困難である場合は、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。</p> <p>(イ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

着 信 転 送 サ ー ビ ス	ホームプラス電話契約者回線に着信する音声通信を、あらかじめ指定した他の電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に自動的に転送することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1 ホームプラス電話契約者 回線ごとに月額	税抜額 500 円
備 考	<p>(ア) 他の電気通信回線から転送されて、本サービスの提供を受けているホームプラス電話契約者回線に着信する音声通信を、他の電気通信回線へ転送することはできません。</p> <p>(イ) 電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスの提供を受けている場合は、それぞれのサービスの取扱いを本サービスの取扱いより優先して適用します。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る音声通信については、請求者から本サービスの提供を受けているホームプラス電話契約者回線への音声通信と本サービスの提供を受けているホームプラス電話契約者回線から転送先の電気通信回線への音声通信の 2 の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先の電気通信回線に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状</p>		

	<p>態になったものとして測定することとします。</p> <p>(エ) 本サービスを利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(オ) 本サービスを利用する場合、請求者の電気通信番号が転送先の電気通信回線に通知される場合があります。</p> <p>(カ) 当社は、本サービスに係る転送先の電気通信回線に係る者から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。</p> <p>(ケ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

K D D I 電 話 a u で 着 信 確 認 サ ー ビ ス	<p>ホームプラス電話契約者回線への着信に係る情報（以下この欄において「着信情報」といいます。）を、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款に定めるL T Eサービス（L T Eデュアルに限ります。）、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款に定めるa uサービス（a uパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の契約者回線又はM V N O事業者（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社が提供するa u（L T E）通信サービス又はa u（W I N）通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者（その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設しかつ運用していない者であって、当社が別に定める者に限ります。以下同じとします。）が提供するその電気通信サービスに係る電気通信回線（以下この欄において「a u回線等」といいます。）に通知する機能</p>
	<p>備考</p> <p>(ア) 本サービスの利用を請求したホームプラス電話契約者は、着信情報を通知するa u回線等に係る電話番号（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（L T E）通信サービス契約約款、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のa u（W I N）通信サービス契約約款又はM V N O事業者のその電気通信サービスに係る契約約款等に定めるものをいいます。）を、あらかじめ当社に届け出ていただきます。</p> <p>(イ) 着信情報とは次のとおりとします。</p> <p>① そのホームプラス電話契約者回線に発信した発信者電気通信番号</p> <p>② 着信日時</p> <p>③ 着信時の状態（応答、無応答、話中、転送）</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

F A X 通 信 サ ー ビ	<p>当社が設置する電気通信設備（本サービスを提供するために当社が設置するものをい、以下「F A X蓄積装置」といいます。）を介してファクシミリ通信に係る画像データの受信又は送信（F A X蓄積装置に蓄積する場合を含みます。）を行うことができるもの</p>
	<p>備考</p> <p>(ア) 当社は、本サービスの提供にあたり、ファクシミリ通信に係る画像データを当社が別に定めるデータ様式に変換します。</p> <p>(イ) 蓄積した画像データは、F A X通信の完了後又は当社が別に定める時間経過後、消去します。</p> <p>(ウ) 当社は、本サービスを利用した場合に生じた画像データの破損若しくは滅失</p>

ス	<p>等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。</p> <p>(エ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
---	--

第3 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第61条（相互接続番号案内）及び第62条（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
相互接続番号案内料の設定及び適用等	ア 相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。 イ 相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。 ウ 相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

2 料金額

区分	単位	料金額
相互接続番号案内料	1 電気通信番号ごとに	税抜額 200 円

第4 手続きに関する料金及び工事費

1 2以外のもの

(1) 適用

ホームプラス電話サービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第40条（手続きに関する料金の支払義務）及び第41条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
契約料の適用	契約料は、ホームプラス電話契約の手続きを行う場合に適用します。
移転手数料の適用	移転手数料は、ホームプラス電話サービスの利用に係る住所の移転の手続きを行う場合に適用します。
電気通信番号の変更に係る工事費	電気通信番号の変更に係る工事費は、電気通信番号の変更を行う場合に適用します。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
契約料	1 ホームプラス電話契約ごとに	税抜額1,000円
移転手数料	1 ホームプラス電話契約ごとに	税抜額1,000円
電気通信番号の変更に係る工事費	1 電気通信番号ごとに	税抜額2,000円

2 付加機能に係るもの

(1) 適用

付加機能に係る工事費の適用については、第41条（工事費の支払義務）の規定によります。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
番号ポータビリティサービス	1 電気通信番号ごとに	税抜額1,500円

第5 附帯サービスに関する料金等

1 重複掲載料

(1) 適用

重複掲載料の適用については、別記2(3)の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
重複掲載料	1 掲載ごとに年額	税抜額500円

2 音声通信明細書の発行手数料

(1) 適用

音声通信明細書の発行手数料の適用については、別記2(5)の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
音声通信明細書発行手数料	1 発行ごとに	税抜額100円

3 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記2(5)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
支払証明書発行手数料の適用	ホームプラス電話契約者は、(2)(料金額)の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	1 発行ごとに	税抜額400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

4 払込取扱票の発行等手数料

(1) 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記2(6)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
払込取扱票の発行等手数料の適用	ホームプラス電話契約者は、そのホームプラス電話契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合、(2)(料金額)の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 ア その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。

	イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。
--	-------------------------

(2) 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (窓口支払手数料)	1発行ごとに	税抜額 100円

5 窓口取扱等手数料

(1) 適用

窓口取扱等手数料の適用については、別記2(7)のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の 発行1回ごとに	税抜額 300円

6 携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料

(1) 適用

携帯電話・PHS番号ポータビリティ取扱手数料の適用については、別記2(8)のとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額
携帯電話・PHS番号ポータ ビリティ取扱手数料	1請求ごとに	税抜 3,000円

第6 ユニバーサルサービス料

1 適用

基本利用料の適用については、第42条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容								
ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料は1のホームプラス電話契約に係る電気通信番号（特定電気通信番号を除きます。）ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ ホームプラス電話契約者は、第42条の規定にかかわらず、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間に係るユニバーサルサービス料の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払いを要しない期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 料金月の末日にホームプラス電話サービスの提供の開始があったとき。</td> <td>その料金月</td> </tr> <tr> <td>(イ) 料金月の末日にホームプラス電話サービスの接続を休止しているとき。</td> <td>その料金月</td> </tr> <tr> <td>(ウ) ホームプラス電話サービスを利用する住所の移転があったとき。</td> <td>第38条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の区分5の(1)の規定により、その料金月に係る基本利用料の全額について支払いを要しないこととされた料金月</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p>	区分	支払いを要しない期間	(ア) 料金月の末日にホームプラス電話サービスの提供の開始があったとき。	その料金月	(イ) 料金月の末日にホームプラス電話サービスの接続を休止しているとき。	その料金月	(ウ) ホームプラス電話サービスを利用する住所の移転があったとき。	第38条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の区分5の(1)の規定により、その料金月に係る基本利用料の全額について支払いを要しないこととされた料金月
区分	支払いを要しない期間								
(ア) 料金月の末日にホームプラス電話サービスの提供の開始があったとき。	その料金月								
(イ) 料金月の末日にホームプラス電話サービスの接続を休止しているとき。	その料金月								
(ウ) ホームプラス電話サービスを利用する住所の移転があったとき。	第38条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の区分5の(1)の規定により、その料金月に係る基本利用料の全額について支払いを要しないこととされた料金月								

2 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに月額	税抜額2円

別表1 外国との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信に係るもの

区分	取扱地域
アジア1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア2	台湾
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	インド
アジア8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア10	東ティモール
アジア11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	イエメン共和国
アジア14	アフガニスタン・イスラム国
アジア15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア16	フィリピン共和国
アジア17	マレーシア
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ

アメリカ2	カナダ
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルトリコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ6	バハマ国
アメリカ7	ブラジル連邦共和国
アメリカ8	ペルー共和国
アメリカ9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ10	フォークランド諸島
オセアニア1	グアム、サイパン
オセアニア2	ハワイ
オセアニア3	オーストラリア
オセアニア4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア6	マーシャル諸島共和国
オセアニア7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和

	国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末1	スラヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末6	インマルサットF型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
特定衛星端末7	インマルサットF型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）

2 非自動音声通信

区分	取扱地域
アジア 1	【大韓民国】
アジア 2	【香港】、【マカオ】
アジア 3	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア 4	【台湾】
アジア 5	【シンガポール共和国】
アジア 6	【フィリピン共和国】
アジア 7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、【ブルネイ・ダルサラーム国】、【マレーシア】、東ティモール
アジア 8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、【モンゴル国】、【ラオス人民民主共和国】
アジア 9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 10	【インド】
アジア 11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア 12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプラス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシェミット王国】、レバノン共和国
アジア 13	アフガニスタン・イスラム国
アフリカ 1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア・ビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島
アフリカ 2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ 3	西サハラ
アメリカ 1	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】
アメリカ 2	【カナダ】
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】

アメリカ4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領ヴァージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ6	ブラジル連邦共和国
アメリカ7	【ペルー共和国】
アメリカ8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、【ボリビア共和国】
オセアニア1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア2	【ハワイ】
オセアニア3	【オーストラリア】
オセアニア4	【ニュージーランド】
オセアニア5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア7	ウェーク島、ミッドウェー島
ヨーロッパ1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】
ヨーロッパ3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、【ノルウェー王国】、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、コソボ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケ

	ドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末 1	スラーヤー
特定衛星端末 2	イリジウム
特定衛星端末 5	インマルサットF型（64 kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64 kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64 kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）
特定衛星端末 6	インマルサットF型
特定衛星端末 7	インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
備考	【 】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域をいいます。

附則

(実施時期)

- 1 この約款は、平成 26 年 12 月 17 日から実施します。
(基本利用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、そのホームプラス電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から 2 料金月の間（以下この附則までにおいて「減額対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、そのホームプラス電話サービスの基本利用料（定額利用料に限ります。）の支払いを要しません。
- 3 当社は、前項の取扱いを受けているホームプラス電話契約者回線について、減額対象期間内に、ホームプラス電話契約の解除があった場合、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日の属する料金月をもって前項の取扱いを廃止します。
(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に定める契約料の支払いを要しません。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 16 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 24 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。
(基本利用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 6 月 30 日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、そのホームプラス電話サービスの提供を開始した日の属

する料金月の翌月から2料金月の間（以下この附則までにおいて「減額対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、そのホームプラス電話サービスの基本利用料（定額利用料に限ります。）の支払いを要しません。

3 当社は、前項の取扱いを受けているホームプラス電話契約者回線について、減額対象期間内に、ホームプラス電話契約の解除があった場合、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日の属する料金月をもって前項の取扱いを廃止します。

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施の日から平成27年6月30日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に定める契約料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

（基本利用料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成27年7月31日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、そのホームプラス電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から2料金月の間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、そのホームプラス電話サービスの基本利用料（定額利用料に限ります。）の支払いを要しません。

3 当社は、前項の取扱いを受けているホームプラス電話契約者回線について、減額対象期間内に、ホームプラス電話契約の解除があった場合、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日の属する料金月をもって前項の取扱いを廃止します。

（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施の日から平成27年7月31日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）に定める契約料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

(基本利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、そのホームプラス電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から 2 料金月の間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、そのホームプラス電話サービスの基本利用料（定額利用料に限ります。）の支払いを要しません。

3 当社は、前項の取扱いを受けているホームプラス電話契約者回線について、減額対象期間内に、ホームプラス電話契約の解除があった場合、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日の属する料金月をもって前項の取扱いを廃止します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に定める契約料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

(基本利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 29 日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合（平成 28 年 4 月 30 日までの間に、当社がそのホームプラス電話サービスの提供を開始した場合に限ります。）、そのホームプラス電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から 5 料金月の間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）、ホームプラス電話サービスの基本利用料（定額利用料に限ります。以下この附則第 3 項までにおいて同じとします。）について、次表に定める割引額（その料金月の基本利用料が割引額に満たない場合は、基本利用料とします。）を減額します。この場合において、第 38 条（定額利用料の支払義務）及び第 51 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

1 ホームプラス電話契約者回線ごとに月額

割引額	税抜額 350 円
-----	-----------

3 当社は、前項の取扱いを受けているホームプラス電話契約者回線について、減額対象期間内に、ホームプラス電話契約の解除があった場合、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって前項の取扱いを廃止します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から平成 28 年 2 月 29 日までの間に、ホームプラス電話契約の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第 4（手続きに関する料金及び工事費）に定める契約料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 17 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 28 年 1 月 14 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 18 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(基本利用料の減額適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 28 年 7 月 31 日までの間に請求するホームプラス電話サービスの料金その他の債務については、改正前の規定に基づき「KDDI まとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額適用の取扱いを行います。

附則

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)

2 削除

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 28 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項及び第 3 項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 8 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 11 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 30 年 2 月 16 日から実施します。

附則

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 30 年 9 月 26 日から実施します。